

バカンスクーポン(JRの運賃割引)

健康管理係
(082) 513-4956

組合員及び被扶養者が次の利用条件に該当する旅行をする場合、各旅客鉄道運賃等(JR)の割引きっぷ(バカンスクーポン)の購入ができます。

1 利用条件

- (1) 「大人2名以上」又は「大人と子供併せて2名以上」(子供2名のみは該当しない。)で利用すること。
- (2) 共済組合直営の宿泊施設及び支部が契約する宿泊施設(以下「指定宿泊施設」という。)又は取扱旅行会社(4社)が契約している宿泊施設へ宿泊すること。
- (3) 指定地駅(出入口駅)を目的地駅とした出発地駅に戻る旅行で、往路及び復路のいずれにおいてもJR駅を201km以上利用すること。ただし、北海道、四国、九州に指定地駅があり、出発地と指定地駅が同一地域にない場合は、片道に限り航空機使用可能とします。
- (4) JR各社直営バス路線は割引対象外とします。
- (5) 次の期間の割引はありません。

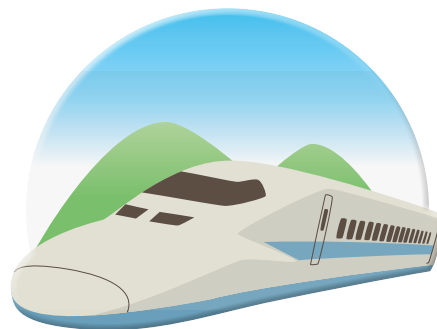
4月27日～5月6日・8月10日～8月19日・12月28日～1月6日

2 きっぷの割引率

- (1) JR鉄道運賃普通乗車券…………… **2割引**
- (2) 東海道新幹線を利用する旅行で片道が601km未満の場合は、
全区間JR鉄道運賃普通乗車券… **1割引**

3 取扱旅行会社 (JRの窓口では取り扱っていません。)

- ・ジェイティービー(JTB)
 - ・近畿日本ツーリスト
 - ・日本旅行
 - ・東武トップツアーズ
- } の各支店又は営業所



4 購入手続

- (1) 指定宿泊施設を利用する場合
 - ア 利用者は、直接、指定宿泊施設へ宿泊の予約をしてください。
 - イ 予約が確定したときは、「バカンスクーポン購入申込書」に必要事項を記入し、所属所長の証明印を受けてください。
 - ウ 証明を受けた申込書を取扱旅行会社に提出し、バカンスクーポンを購入してください。
- (2) 取扱旅行会社が契約している宿泊施設を利用する場合
利用者は、取扱旅行会社へ宿泊の予約をし、前記イ、ウと同様の手続を行ってください。

5 変更・取消しの手続

- (1) 宿泊の変更・取消し
宿泊予約先に直接連絡をしてください。
- (2) バカンスクーポンの変更・取消し
申込みをした取扱旅行会社の支店又は営業所へ連絡し、変更・取消しの手続をしてください。
変更・取消料の必要な場合もありますので、手続は早めに行ってください。

6 バカンスクーポン申込書

広島支部ホームページの「リフレッシュするとき」からダウンロードして利用してください。